

# 大分県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)

## 1. ひとり親家庭住宅支援資金の制度と概要

ひとり親家庭住宅支援資金(以下、住宅支援資金)は、母子、父子自立支援プログラムを策定し、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅の借り上げに必要となる資金を貸付け、就労に資する住宅の居住の促進を図ることを目的とするものです。

## 2. 貸付対象者

次の、(1) (2)のいずれにも該当する者は住宅支援資金の貸付対象者となります。

- (1) 大分県内に居住し住民登録しているひとり親家庭の親であり、児童扶養手当の支給を受けている方。または、所得が児童扶養手当支給水準の方。
- (2) 令和4年10月以降に、母子・父子自立支援プログラム(以下、プログラム※)の策定を受けて、就労に向けて意欲的に取り組んでいる方。

※「母子・父子自立支援プログラム」とは、児童扶養手当を受給するひとり親家庭の親などの自立・就労の為の支援を行うことを目的に、個々の希望や事情等に対応した「自立支援プログラム」を策定し、ハローワーク等と連携して就業に結び付ける支援を行う事業です。なお、プログラムの策定は大分県母子家庭等・就業自立支援センターで実施しています。

○大分県母子家庭等就業・自立支援センター(大分市大津町2丁目1-41 総合社会福祉会館3階)

開館日時：火曜～金曜 8時30分～18時 月曜・日曜 8時30分～17時

電話：097-552-3313 HP：<https://oita-boshikafu.jp/>

## 3. 貸付額

住宅支援資金として貸付する金額は次のとおりです。

住宅支援資金：入居している住宅の家賃 月額上限 40,000円

貸付期間：最大12か月

- ・家賃の実費額(共益費、管理費等含む)が対象
- ・無利子
- ・住宅確保給付金や大分県母子父子寡婦福祉資金貸付金(生活資金)を使用している場合は、家賃の差額となります。

## 4. 連帯保証人

連帯保証人を立てる必要はありません。

## 5. 延滞利子

返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から起算して返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に対して年3%の延滞利子を徴収します。

## 6. 貸付の申請

住宅支援資金の貸付を希望するときは、貸付申請書(様式第1号の2)に必要な事項を記入し、以下の掲げる書類を添付し、大分県社会福祉協議会へ提出してください。

- ① ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)貸付申請書(様式第1号の2)

- ② ひとり親家庭高等職業訓練促進資金個人情報取扱同意書(様式第2号の2)
- ③ 誓約書(様式第4号の2)
- ④ 住民票謄本(世帯全員の記載があるもの)
- ⑤ 母子・父子自立支援プログラム策定の写し
- ⑥ 児童扶養手当証書の写し  
※児童扶養手当を受給していない場合…⑧戸籍謄本・⑨所得課税証明書が必要
- ⑦ 入居住宅の賃貸契約書の写し(1か月の家賃額および契約者氏名を確認できるもの)
- ⑩ 生活困窮者住居確保給付金等支給決定通知書の写し(受給している場合のみ)

◆申請書類一覧・チェック表

No	提出書類	提出にあたっての留意事項	チェック欄
			申請者
①	貸付申請書(様式第1号の2)	・該当箇所は漏れのないようすべて記入のこと ・借入申請書の同意欄記入にあたって、 <u>借入申請者は必ず全て自署し、実印を押印のこと</u>	
②	同意書(様式第2号の2)	・ <u>借入申請者は必ず全て自署し、実印を押印のこと</u>	
③	誓約書(様式第4号の2)	・ <u>借入申請者は必ず全て自署し、実印を押印のこと</u>	
④	住民票の写し	・ <u>申請者及び同居している人(扶養義務者及び児童等)全員の記載があるもの</u> ・ <u>本籍地の記載があり、個人番号の記載がないもの</u> ・ <u>3か月以内に発行されたもの</u> ・ <u>原則、現住所と住民票住所が一致していること</u> ・コピーではなく <u>原本(色紙)を提出</u> のこと	
⑤	母子・父子自立支援プログラム策定の写し	※プログラムの策定は大分県母子家庭等・就業自立支援センターで実施しています	
⑥	児童扶養手当証書の写し	※児童扶養手当を受給していない場合は、《児童扶養手当を受給していない場合》を参照	
⑦	入居住宅の賃貸契約書の写し	・ <u>家賃額及び契約者氏名を確認できるもの</u>	
《児童扶養手当を受給していない場合》			
⑧	戸籍謄本	・ <u>申請者及び児童の記載があるもの</u> ・ <u>離婚等の記載があり、ひとり親世帯であることが確認できるもの</u> ・ <u>3か月以内に発行されたもの</u>	
⑨	所得証明	・ <u>申請者及び同居をしている人(扶養義務者)全員のもの</u> ・ <u>1～9月申請の場合は前々年分、10月以降の申請の場合は前年分の所得証明を提出</u> すること	
《生活困窮者住居確保給付金等他制度による支援を受けている場合》			
⑩	制度内容や金額がわかるもの 例：決定通知(写)，借用書(写)等	※家賃額と他制度による支援を受けている額の差額が貸付額の上限となります	

<p>《現に就労中であり、今後、より高い所得が見込まれる就労先へ転職等する予定の場合》</p>		
<p>現に就労している状況・所得がわかるもの 例：給与明細(写)、雇用契約書(写)等</p>	<p>※母子・父子自立支援プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等した場合は、新たな就労状況・所得がわかるものを提出してください</p>	
<p>《未成年者の方の場合》</p>		
<p>法定代理人（親権者や後見人等）の印鑑登録証明書</p>	<p>※借入申請者が未成年の場合で、法定代理人の同意が得られる場合は、必ず提出してください。 ・ <b>3か月以内に発行</b>されたもの</p>	

※ 事前の借入相談時及び申請書類提出後に、必要に応じて、聞き取り確認や上記の他にも追加書類の提出を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 7. 貸付決定と交付

住宅支援資金の貸付けを希望するものの申請により選考を行い、貸付の可否「貸付決定通知書」または「貸付不承認通知書」を申請者へ通知いたします。

「貸付決定通知書」を受け取った日から 14 日以内に、下記の①～⑤の書類を提出していただきます。

### 【提出書類】

- ① 借用証書
- ② 印鑑登録証明書
- ③ 振込口座申請書(様式第5号)
- ④ 振込口座通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、名義(カナ氏名必要)が確認できるページ)

### 【資金の交付】

資金の交付は、申請者が指定する口座に分割により交付とします。

交付月 : 4月・7月・10月・1月

	4～6月分	7～9月分	10～12月分	1～3月分
交付月	4月	7月	10月	1月

※申請のあった月以降を貸付けします。

## 8. 貸付契約の解除

次の場合、貸付契約が解除となります。

1. 再婚等にてひとり親でなくなったとき。
2. 死亡したとき。
3. 大分県外に転居したとき。
4. 偽りの申し込み、その他不正な手段によって貸付を受けたとき。
5. 資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

## 9. 返還

次の場合、事由が生じた日の属する月の翌日から 24 か月の期間以内に原則として、月賦

の均等払い、または、一括払いなどにより返還しなければなりません。

1. 貸付契約が解除されたとき。(貸付期間中にひとり親でなくなった時点で契約解除となります。)
2. 住宅支援資金の貸付けを受けたものが、1年以内に業務に従事(プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等)できなかったとき。
3. 死亡し、または心身の故障により業務できなくなったとき。

## 10. 返還の債務の履行猶予

次の当該事由で継続する期間、住宅支援資金の返還を猶予することができます。

1. 住宅支援資金の貸付けを受けた日から1年以内に就職、または現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業しているとき。
2. 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。(罹災証明、医師の診断書、労災証明書等の添付が必要)

## 11. 返還の債務の当然免除と裁量免除

### (1) 当然免除

次の場合、住宅支援資金の免除することができます。

1. 現に就業していない者が住宅支援資金の貸付けを受けた日から1年以内に就職、または現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業(転職をして、就業先が複数ある場合は、それぞれの就業先を通算して1年間)を継続したとき。(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなします。ただし当該就業期間には算入しません。)
3. 就業している期間中に、業務上の事由により死亡、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

※当該事由について証明書となる医師の診断書、労災証明書等写しの提出が必要であり状況については個別に対応します。

### (2) 裁量免除

次の場合、住宅支援資金のうち、(既に返還を受けた金額を除く)に係る債務を当該規定に定める範囲において裁量免除することができます。

1. 借受人が死亡、または心身の故障により住宅支援資金を返還することができなくなったとき。(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由については、個別に事情を確認のうえ適否審査します。)
2. 長期間所在不明となっている場合など、住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限の到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

## 12. 現況報告

従事期間中に年度をまたぐ場合は、現況報告書(様式第11号)の提出が必要です。

### 13. 届出の義務

以下のいずれかに該当することとなった場合には、その事由が生じた日から 14 日以内に所定の様式にて証明する書類を添付して提出して下さい。

- ・借受人の住所・氏名・勤務先等その他重要な事項に変更があったとき。
- ・住宅支援資金を解約するとき。(ひとり親ではなくなったとき)
- ・貸付を受けた日から 1 年以内に、業務従事(プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等)をしたとき。
- ・1 年以内に業務に従事できなかったとき。または、離職し、その後は業務に従事しなくなったとき。(全額返還となります)
- ・疾病、負傷、産休、育休等により離職する場合。
- ・就職、または復職したとき。
- ・借受人が死亡したとき。
- ・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により住宅支援資金の返還が困難であると認められるとき。

※事由が発生したときは、大分県社会福祉協議会宛、状況を連絡すること。

※期日までに届出、および所定の書類のご提出がない場合は、貸付金の返還手続きに移行しますので、ご注意下さい。

### 14. 申請から免除(返還)までの流れ

